

## 公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団スポーツ用具等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）が管理するスポーツ用具（以下「用具」という。）の有効利用を図るため、事業団の事業に支障がない範囲の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出用具)

第2条 貸出しする用具の種類は、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める用具を貸し出すことができる。

(貸出しの対象者)

第3条 用具の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内の市町及び各市町教育委員会
- (2) 愛媛県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校 等
- (3) 愛媛県内の青少年団体その他社会教育団体
- (4) 愛媛県内の公民館、自治会及び企業
- (5) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めたもの

(申込)

第4条 用具の貸出しを受けようとするものは、スポーツ用具借用書（第1号様式）を事業団に提出しなければならない。

2 スポーツ用具借用書は、借り受ける日の90日前から前日までに提出しなければならない。ただし、大規模行事等で借用したい場合は、90日前においても受け付けることができる。

(貸出承認の申込み順)

第5条 貸出しの承認は、申込み順による。

(貸出の不承認)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、用具の貸出しを承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業のために用具を使用するとき。
- (2) 用具を事業団の事業のため使用するとき。
- (3) 前2号のほか理事長が貸出しを適当でないと認めるとき。

(貸出し承認の取消)

第7条 理事長は、貸出し承認を受けたものが、この要領に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(貸出期間)

第8条 スポーツ用具の貸出期間は、原則として14日以内とする。ただし、大規模行事等の場合で貸出期間が14日を超えることが必要と認められるときは、貸出期間を延長することができる。

(貸出料)

第9条 用具の貸出しは、無償とする。

(目的外使用の禁止等)

第10条 貸出し承認を受けたものは、承認を受けた目的以外の目的のための使用又はその権利の譲渡若しくは転貸をしてはならない。

(原状回復等)

第11条 貸出しを受けたものは、その用具を原状に復し返納しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、原状回復の義務を減じ、又は免除することができる。

2 用具を亡失し、又は棄損により原状回復が困難な場合は、当該用具を受けたものは、その対価を弁償しなければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、用具の貸出しについて必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

2 この要領施行の際現に行われている申込みは、この要領の相当規定によりなされたるものとみなす。